

離島地域における消費税の減免措置等を求める意見書

離島地域においては、地理的条件等により航空・航路の輸送コストが加算され、総体的に生活必需品等の物価が高い状況にあり、その高い物価に消費税が課されるため、結果として本土よりも消費税の負担が大きくなり、このことが住民生活や経済に多大な影響を与えている。

このようなことから、平成21年7月に開催された全国知事会の消費税引上げに向けた報告書においても、「地理的条件等により総体的に物価の高い離島において、欧州地域でも例があるように軽減税率を活用すべきとの議論がある。」との記述が盛り込まれたところであり、本県においては、同年10月に県議会から「離島における消費税の減免措置に関する意見書」を国に提出したところである。

また、行政、産業界及び各種団体で構成される鹿児島県開発促進協議会においても「離島地域における消費税の負担軽減の検討」を繰り返し要望している。

このような中、国においては、消費税の軽減税率制度の検討を行っており、また、平成27年10月に予定されている消費税の10%への引上げについて、経済状況等を総合的に勘案した上で、平成26年中に判断を行うこととしている。

離島地域においては、条件不利性の改善や格差是正に向けた交付金制度等の措置が講じられているところではあるが、消費税の再引上げが及ぼす影響の大きさに鑑み、離島地域を対象とした特例的な消費税の減免措置や住民生活の負担軽減措置の充実・拡充等について、十分に議論していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣